

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

神奈川県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
I 農畜水産物の安全性の向上												
2 農薬の適正使用等の総合的な推進	神奈川県	無登録農薬の販売や使用などの重要な違反は認められなかったが、農薬販売では、届出の未提出、帳簿の未記載などの軽微な違反は散見されている状況である。また、農薬の使用において、農薬使用者巡回調査での違反事例は認められていないが、不適切な使用による事故が年間数例認められる状況である。 今後も消費者に安全・安心な農産物を供給する観点から農薬の適切な流通・飛散防止対策を含めた適正使用の徹底を図るため、実施要綱別表1の事業メニューのうち「農薬の安全使用の推進」及び「農薬の適切な管理及び販売の推進」に取り組むこととした。	○農薬の安全使用の推進 ・防除関係者講習会の開催 2回、参加者221人 ・農薬使用者に対する巡回調査の実施 51件 ・適正な農薬管理の啓発資料(ポスター250部、冊子50部)を作成し、市町村、農業団体等へ配付 ・農薬使用者に対する適正使用指導の実施 820回 ○農薬の適切な管理及び販売の推進 ・農薬販売者に対する立入検査の実施 201件(対象数2,754件) 販売者に対する指導数 68事業者 ・農薬販売者講習会の開催 2回、参加者75人 ・農薬管理指導士研修会の開催 2回(養成1回、更新1回)参加者214名 農薬管理指導士認定360人(新規認定者74名、更新認定者286名)	418,249	不適切な販売及び使用の割合	12.00%	16.90%	94.43%	A	目標値を達成しており良好である。	農薬販売において一部軽微な違反があったものの、農薬使用違反の事例は認められず、目標達成評価の「A」は妥当である。農薬の安全使用、適切な管理・販売は重要課題であることから、引続き研修会や立入検査の実施等を通じ、取り組みの普及・推進が必要である。	設定した目標に対して良好な結果が得られているが、引き続き更なる向上を目指して事業推進に取り組んでいく。また、農薬販売に対しては更に啓発を進め、事故防止に努めていく。
III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止												
1 家畜衛生の推進	神奈川県	家畜衛生の推進には、家畜伝染病予防事業による取り組みに加え、家畜衛生対策事業による特定家畜伝染病防疫指針・飼養衛生管理基準の普及、遵守指導、動物用医薬品の適正使用指導、慢性疾病対策、さらに病性鑑定などを通じた情報収集及び情報発信等により県内の家畜衛生水準の向上への取り組みが不可欠である。今後も消費者に安全・安心な畜産物を供給する観点から「家畜衛生の推進」に取り組むこととした。	○BSE検査の推進 BSE-ELISA検査 192頭 ○危機管理体制の整備 連絡調整会議の開催 3回 防疫演習の開催 2回 ○家畜衛生対策による生産性向上の推進 慢性疾病低減対策 9グループ 研修会等開催 9回 ○畜産物の安全性向上 農場HACCP普及定着 7グループ 調査検査 7回(7グループ×1回) 動物用医薬品検査 50件、2品目 薬剤耐性菌発現状況調査 4菌株 危機管理対策研修会出席 2名	4,455,820	家畜衛生に係る取組の充実度	107.6%	119.01%	110.6%	A	目標値を達成しており、良好である。	飼養衛生管理基準の遵守指導、慢性疾病対策、疾病情報収集及び情報発信等による取組が確実に実施されたことが確認された。その結果、疾病発生件数は前年度並みに維持され、充実度も良好であることから、A評価は妥当である。	設定した目標に対して良好な結果が得られているが、本取組の重要性は継続されるものであるため、引き続き更なる向上を目指して事業推進に取り組んでいく。
2 養殖衛生管理体制の整備	神奈川県	養殖魚介類の疾病によるリスク管理等を的確に推進し、安全・安心な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、県央地区および県西部地区を主とする内水面養殖業15経営体、三浦半島地区の海産魚を対象とする3経営体に養殖衛生に関する管理指導を実施する。 ・経営体数 ①給餌経営体数:18経営体 ②アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数:10漁協 ・水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数:1回 ・養殖衛生指導等を行った経営体数:18経営体(実経営体数) ①うち指導会議によるもの:10経営体 ②うち巡回指導によるもの:18経営体 ③その他によるもの:18経営体	○総合推進会議の開催 指導等会議開催 1回 対象経営体 10経営体 ○養殖衛生管理指導 指導を行った経営体 18経営体 ①うち指導会議によるもの:10経営体 ②うち巡回指導によるもの:18経営体 ③その他によるもの:18経営体 ○養殖場の調査監視 水産用医薬品の残留検査 15件 ○疾病の発生予防・まん延防止 アユ冷水病防疫対策 内水面漁業協同組合 10漁協 疾病検査 52検査(内水面42、海面10検査)	355,189	指導を行った養殖等経営体数の割合	100%	100%	100%	A	目標値を達成しており、良好である。	神奈川県内の養殖業経営体および内水面漁協に対し、事業実施計画に記載された養殖衛生管理指導を行うという目標設定は適正であると評価する。1回の指導会議および18回の巡回指導等を行い、また、本指導を県内の経営体(全体の100%)および漁協に対し実施したことで目標が達成された。水産用医薬品の適正使用の徹底および購入方法に関する説明に加え、同医薬品の残留調査を実施し、養殖業者の食の安全に関する意識の向上を推進した。以上により、全体としてA評価は妥当である。	設定した目標に対して良好な結果が得られているが、本取組の重要性は継続されるものであるため、引き続き更なる向上を目指して事業推進に取り組んでいく。

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

神奈川県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
3	病害虫の防除の推進	神奈川県	<p>農薬散布に伴う環境リスクの低減や農業経営の安定、農産物の品質向上等に向けて、天敵利用と物理的防除方法を両立する総合的な防除技術の確立とその導入推進を図る必要があるため、実施要綱別表1の事業メニューのうち「病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立」に取り組むこととした。</p>	<p>○対象作物名及び対象病害虫 ・トマト施設栽培:アザミウマ類、コナジラミ類等 ・ナス露地栽培:うどんこ病、灰色かび病、アブラムシ類、アザミウマ類等 ○実証ほ等の設置場所及び面積 ・トマト施設栽培(実験圃場):平塚市上吉沢 1.7a ・ナス露地栽培(現地圃場):平塚市上吉沢 21a ○講習会、検討会等開催回数 ・トマト施設栽培:なし ・ナス露地栽培:29回(延べ63名) ○農薬環境リスク低減値の向上率 (152+158)/2=155 ・トマト施設栽培:100×(1+0.52)/(1-0)=152 (21剤→10剤) ・ナス露地栽培:(1+0.58)/(1-0)×100=158 (12剤→5剤) ○現行での化学合成農薬使用回数(剤数)・量(10a当たり、対象作物毎) ・トマト施設栽培:21回 ・ナス露地栽培:12回 ○IPM技術等における化学合成農薬使用回数(剤数)・量(10a当たり、対象作物毎) ・トマト施設栽培:10回 ・ナス露地栽培:5回 ○現行での病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎) ・トマト施設栽培:322,226円 内訳:ペネビアOD 8,051円他 ・ナス露地栽培:16,262円 内訳:アフーム乳剤 2,109円他 ○IPM技術等における病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎) ・トマト施設栽培:159,595円 内訳:サンクリスタル乳剤 48,252円他 ・ナス露地栽培:46,790円 内訳:スワルスキー 29,600円他 ○見学会、広報等の取組 なし</p>	670,000	150	155	103.33%	A	<p>目標値を達成しており良好である。</p>	<p>農薬環境リスク低減技術確立に向けた取り組み目標は達成されており、評価「A」は妥当である。 総合的な防除技術は生産者の期待も高いことから、引き続き早期の技術確立と生産現場への普及を進める必要がある。</p>	<p>設定した目標に対して良好な結果が得られているが、本取組の重要性は継続されるものであるため、引き続き更なる向上を目指して事業推進に取り組んでいく。</p>
4	重要病害虫の特別防除等(ミバエ)	神奈川県	<p>海外又は国内の一部地域に発生している重要病害虫が、万が一新たな地域に侵入した場合、甚大な被害となる恐れがあることから、侵入の早期発見は重要な課題である。本県は横浜港、川崎港を有し、かつ羽田空港にも接しており、重要病害虫の侵入経路となることが想定される。このため、交付要綱別表第1の事業メニューのうち「重要病害虫侵入警戒調査等の実施」に取り組むこととした。</p>	<p>○重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ・侵入警戒調査実施状況・地点数 調査地点50カ所、調査回数延べ286回 ・対象病害虫の発見・発生状況 なし ・対象病害虫の防除状況 なし</p>	142,000	286回	286回	100.00%	A	<p>目標値を達成しており良好である。</p>	<p>重要病害虫の進入調査は着実に実施され目標も達成されていることから、評価「A」は妥当である。同調査は本県の農業生産環境の安定には不可欠であり、今後とも調査を通じた警戒対策の継続実施が望まれる。</p>	<p>設定した目標に対して良好な結果が得られているが、本取組の重要性は継続されるものであるため、引き続き更なる向上を目指して事業推進に取り組んでいく。</p>
総計:総合評価												

参考:評価A(達成率80%以上)、評価B(達成率50%以上80%未満)、評価C(達成率50%未満)

注:総合評価に特別交付型交付金及びハード事業は含まない

平成30年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

神奈川県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
特別交付型交付金												
Ⅲ 伝染性・病害虫の発生予防・まん延防止												
(特別交付型)重要病害虫の特別防除等PPV【平成30年度内執行分】	神奈川県	<p>○ブラムボックスウイルスの発生調査 平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにブラムボックスウイルスが感染していることが確認された。これを受け、国では本ウイルスの発生の有無を把握するための全国調査を実施している。本県でもウメの生産地を有しているため、以下により発生調査を実施する。 また、協力指示書に基づき植物防疫官が行う感染調査に協力する。</p> <p><全国発生状況調査> 調査地域：県内全域及び県内ウメ等保有施設(疑似病徴等情報提供された地点) 調査地区数：40地区 調査対象植物：ウメ等 調査時期：平成30年4月～平成31年3月</p> <p><感染調査> 調査地域：横浜・川崎地域 調査地点数：6,403園地 調査対象植物：セイヨウマユミ、ナガバコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属植物(サクラ節を除く) 調査時期：平成30年4月～平成31年3月</p> <p>○ブラムボックスウイルスの防除 平成28年6月、神奈川県横浜市内のウメでブラムボックスウイルスの感染が確認された。その後の調査の結果、感染の範囲が広範にわたることから、横浜市港北区、横浜市鶴見区及び川崎市幸区の一部が防除区域に指定された。 本ウイルスのまん延防止を図るため、感染が確認された地域において、必要な事業を以下により実施する。</p> <p>対象地区：横浜・川崎地域 対象植物：ウメ等植物防疫官が指定する植物 事業内容：対象植物の所有者に対する損失補償 対象植物の伐採及び焼却等</p>	<p>○ブラムボックスウイルスの発生調査 国ではブラムボックスウイルスの緊急防除を実施している。本県においては、以下により調査を実施した結果、横浜・川崎市内のウメ等で感染が確認された。 防除区域とその周辺の感染調査を実施したところ219園地332本で感染が確認された。</p> <p><全国発生状況調査> 調査地域(調査地域数)：県内全域及び県内ウメ等保有施設(疑似病徴等情報提供された地点) 調査地区数：31地区 調査対象植物：ウメ等 調査期間：平成30年4月～平成31年3月</p> <p><感染調査> 調査地域：横浜・川崎地域 調査園地数：6,397園地 調査対象植物：セイヨウマユミ、ナガバコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属植物(サクラ節を除く) 調査期間：平成30年4月～平成31年3月</p> <p>○ブラムボックスウイルスの防除 感染及び感染のおそれのある植物の所有者に対し、損失補償交渉等を実施した。</p> <p>対象地域：横浜・川崎地域 対象植物：ウメ等植物防疫官が指定する植物</p>	40,725,817	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスの適切なまん延防止	1	A	目標を達成しており良好である。	横浜市内での発生を踏まえ、PPVの発生調査およびまん延防除対策は着実に実施されており評価「A」は妥当である。かながわブランド登録品でもある「おだわら・あしがらの梅」は、地域の重要な農産物であり、引き続きまん延防止に向けた取り組みの継続・強化が求められる。	設定した目標に対して良好な結果が得られており、引き続きまん延防止のため、国の協力指示に基づき事業に取り組んでいく。
(特別交付型)重要病害虫の特別防除等PPV【平成29年度繰越分】	神奈川県	<p>○ブラムボックスウイルスの防除 平成28年6月、神奈川県横浜市内のウメでブラムボックスウイルスの感染が確認された。その後の調査の結果、感染の範囲が広範にわたることから、横浜市港北区及び鶴見区の一部が防除区域に指定された。また、平成29年度の調査において、横浜市港北区及び鶴見区並びに川崎市幸区の一部で感染が確認された。 本ウイルスのまん延防止を図るため、感染が確認された地域において、必要な事業を次により実施する。</p> <p>対象地区：横浜・川崎地域 対象植物：ウメ等植物防疫官が指定する植物 事業内容：対象植物の所有者に対する損失補償 対象植物の伐採及び焼却等</p>	<p>○ブラムボックスウイルスの防除 感染及び感染のおそれのある植物の所有者に対し、損失補償交渉等を実施した。</p> <p>対象地域：横浜・川崎地域 対象植物：ウメ等植物防疫官が指定する植物</p>	529,868,630	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスの適切なまん延防止	100.00%	A	目標を達成しており良好である。	横浜市内での発生を踏まえ、PPVの発生調査およびまん延防除対策は着実に実施されており評価「A」は妥当である。かながわブランド登録品でもある「おだわら・あしがらの梅」は、地域の重要な農産物であり、引き続きまん延防止に向けた取り組みの継続・強化が求められる。	設定した目標に対して良好な結果が得られており、引き続きまん延防止のため、国の協力指示に基づき事業に取り組んでいく。

注：特別交付型交付金の総合評価は不要